

大田区成年後見制度利用促進基本計画（抜粋）

計画の内容

基本目標

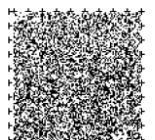
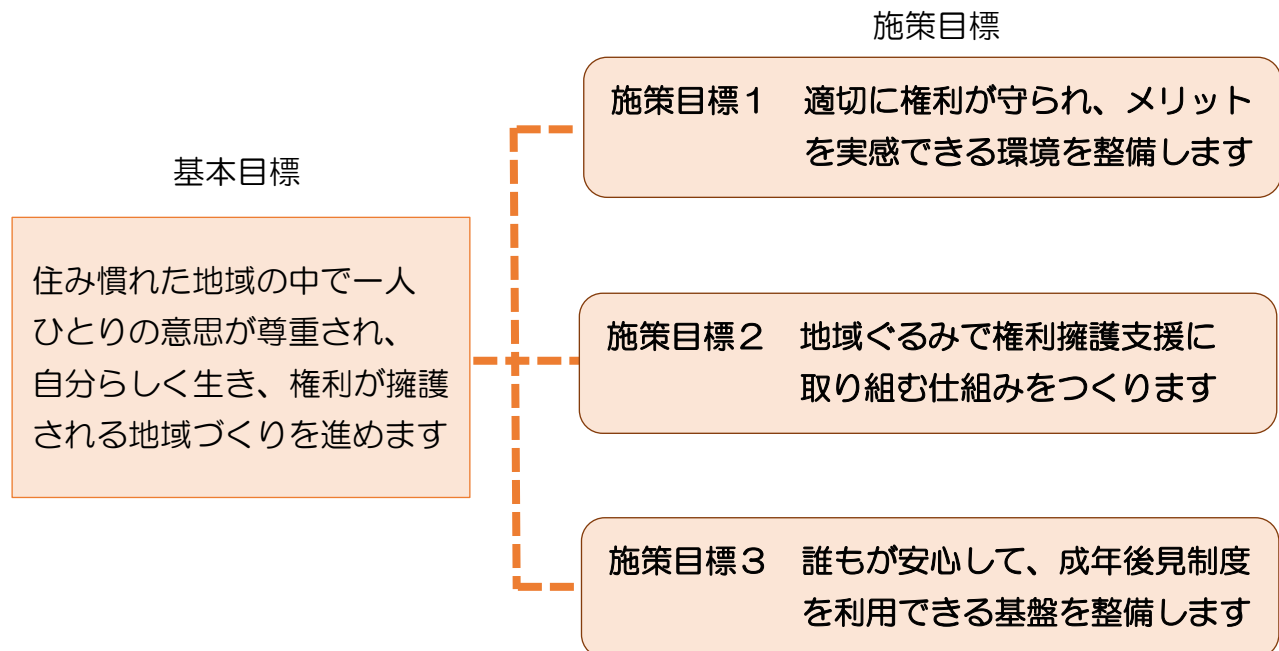
住み慣れた地域の中で一人ひとりの意思が尊重され、自分らしく生き、権利が擁護される地域づくりを進めます

区民が成年後見制度を正しく理解し、元気なうちから備えるとともに、必要な制度を選択できるよう、仕組みづくりを進めます。

住み慣れた地域で、権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、速やかに適切な支援につなげるとともに、財産管理に留まらず、本人の意思が重視され、かつ、生活の質の向上につながる福祉的支援をめざします。

地域の住民・団体・関係機関が、権利擁護支援の重要性を理解して積極的に参加し、それぞれの役割を果たしながら地域全体で権利擁護支援に取り組みます。

基本目標の実現に向けて以下の施策目標を定めます。



施策目標1 適切に権利が守られ、メリットを実感できる環境を整備します

5年後の姿

誰もが成年後見制度を正しく理解し参加しやすい環境が整えられ、成年後見制度の利用が必要な人を制度利用に結びつけるとともに、制度の利用に至らない人にも寄り添った福祉的支援が行われる体制づくりを進めています。

取組みの方向性

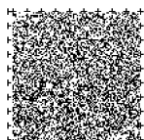
区民が成年後見制度の理解を深めて制度を利用しやすくなるとともに、同じ地域の住民同士という視点を活かした見守りや支援の担い手となることができるよう、成年後見制度等の周知啓発を行います。

権利擁護支援が必要な人を、成年後見制度を含めた適切な支援に結びつけるために相談対応体制を充実するとともに、成年後見制度以外のニーズに応じた権利擁護事業を展開します。

本人にとって身近な親族や、同じ地域の住民によって本人に寄り添った福祉的支援が行われるよう、親族後見人の活動支援や社会貢献型後見人の育成など、支援の質の確保・向上に取り組めます。

区の主要な取組み例

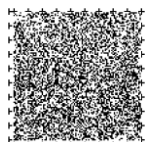
区の実施例	概要	所管課
成年後見制度の周知啓発	社会福祉協議会おおた成年後見センターと連携して、成年後見制度等の周知・広報活動や相談対応を実施しています。	福祉管理課 高齢福祉課 介護保険課 障害福祉課
社会貢献型後見人の育成	社会福祉協議会おおた成年後見センターとの連携により、社会貢献型後見人の候補者を公募・育成しています。	福祉管理課



【社会福祉協議会の役割】 適切に権利が守られ、メリットを実感できる環境を整備します

支援を必要とする人の権利が適切に守られるためには、成年後見制度を利用しやすくし、支援に参加しやすくすることが重要です。また、制度の利用に至る前の人も含め、必要な人に適切な支援が届くよう結びつけ、寄り添った支援が行われる体制も必要です。

社会福祉協議会には、多様な媒体や方法を活用した周知啓発により、区民の制度への理解を高め、すそ野を広げていく役割が期待されます。また、地域の身近な支援者として社会貢献型後見人を育成し、親族の後見活動を支援する役割も期待されます。さらに、権利擁護に係る相談対応を通じて適切な支援に結びつけるほか、幅広いニーズに応えるため、制度以外のさまざまな権利擁護事業を展開する役割も期待されます。



施策目標2 地域ぐるみで権利擁護支援に取り組む仕組みをつくります

5年後の姿

区民・団体・関係機関が相互に連携し、支援が必要な人が成年後見制度をはじめとする適切な権利擁護支援を受けることができるよう、それぞれの役割を果たしながら、地域で支えあう仕組みづくりを進めています。

取組みの方向性

地域の住民・団体・関係機関がそれぞれの役割を果たしながら連携し、支援が必要な人を早期に発見し、速やかな支援につなげられるよう、地域連携ネットワークを構築します。

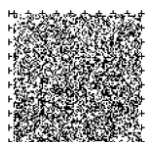
区の主要な取組み例

区の実施例	概要	所管課
地域連携ネットワークの構築に向けた検討	支援推進体制や地域連携ネットワークの中核となる機関に求められる機能について、大田区社会福祉協議会や専門職団体とともに検討しています。	福祉管理課 高齢福祉課 介護保険課 障害福祉課 障がい者総合サポートセンター

【社会福祉協議会の役割】 地域ぐるみで権利擁護支援に取り組む仕組みを作ります

権利擁護に係る問題が深刻化・複雑化する前に支援に結びつけることができるよう、支援が必要な人の存在に早期に気づき、速やかに適切な支援につなげていくための地域の連携体制が重要です。

社会福祉協議会には、住民同士の見守りを促し、専門職・関係機関などがそれぞれの役割を果たすことができるよう、相互のつながりや社会資源を活用しながら、中心となって牽引していく役割が期待されます。



施策目標3 誰もが安心して、成年後見制度を利用できる基盤を整備します

5年後の姿

権利擁護支援が必要である人であれば誰でも成年後見制度を適切に利用できるとともに、地域で安心して暮らせる基盤づくりを進めています。

取組みの方向性

費用負担能力や身寄りのない人をはじめ複合化・複雑化した課題がある人や長期支援が必要な人であっても成年後見制度を適切に利用できるよう支援します。また、後見人等が知識不足などから誤った制度運用を行わないよう、不正防止に向けた取組みを進めます。

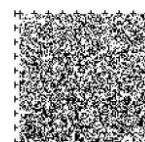
区の主要な取組み例

区の実施例	概要	所管課
区長申立ての実施	成年後見制度を利用する必要性が高いものの、単身や親族関係が疎遠等の事情により手続きを進められない場合、家庭裁判所に後見開始の審判等を区長が申し立てています。	福祉管理課 地域福祉課 生活福祉課 地域健康課
後見報酬の助成	低所得等の事情があり、後見報酬を負担することが難しい方に助成しています。	福祉管理課 地域福祉課 生活福祉課 地域健康課

【社会福祉協議会の役割】 誰もが安心して、成年後見制度を利用できる基盤を整備します

住み慣れた地域で安心した生活を続けるためには、どのような人でも成年後見制度を含む権利擁護支援を受けることのできる体制や仕組みが必要となります。また、正しい理解のもと、本人のために制度が運用されるようにしていくことも重要です。

社会福祉協議会には、これまで培った知見やノウハウを活かして法人として後見活動を行うとともに、成年後見人等が適切に活動できるように支援し、制度が機能するよう下支えしていく役割が期待されます。



地域連携ネットワークのめざす姿

地域連携ネットワークは、権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、速やかに適切な支援に結びつけるとともに、本人の意思決定・身上保護を重視した支援を行っていく地域全体の仕組みです。

地域連携ネットワークは、区民・地域とともに弁護士会、司法書士会、社会福祉士会や家庭裁判所、事業者などが連携・協力し、支援のネットワークとして以下の役割が期待されます。

支援推進体制（3層）

個々の支援において、支援関係者がチームとして連携して本人の意思決定を重視した支援を実施し、本人にとって望ましい支援がなされているかどうかの確認や課題の検討を継続的に行います。

また、地域での支援体制として、地域ごとの特性に応じた現状の把握や課題の解決を図るため、関係機関の連携のもとで、個々の事例などから地域に共通する課題の抽出・検討を行います。

さらに、区全域での観点から課題について検討を行い、基本目標の実現に向けて、関係機関がそれぞれの機能を果たせるように促進します。

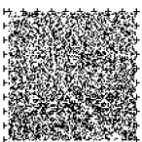
ネットワーク関係機関

相互の連携や協議を通じて、権利擁護に関わる支援や成年後見制度の利用促進のための取組みなど、それぞれの役割を果たします。

◇区民・事業者等は、地域での日常の見守りや気づきから相談窓口へつなぐ役割等

◇医療・福祉関係者（医療機関・介護専門職・相談支援専門員等）は、日常的な業務から制度利用が必要な人を発見してつなぐとともに、専門的・継続的な支援を行う役割等

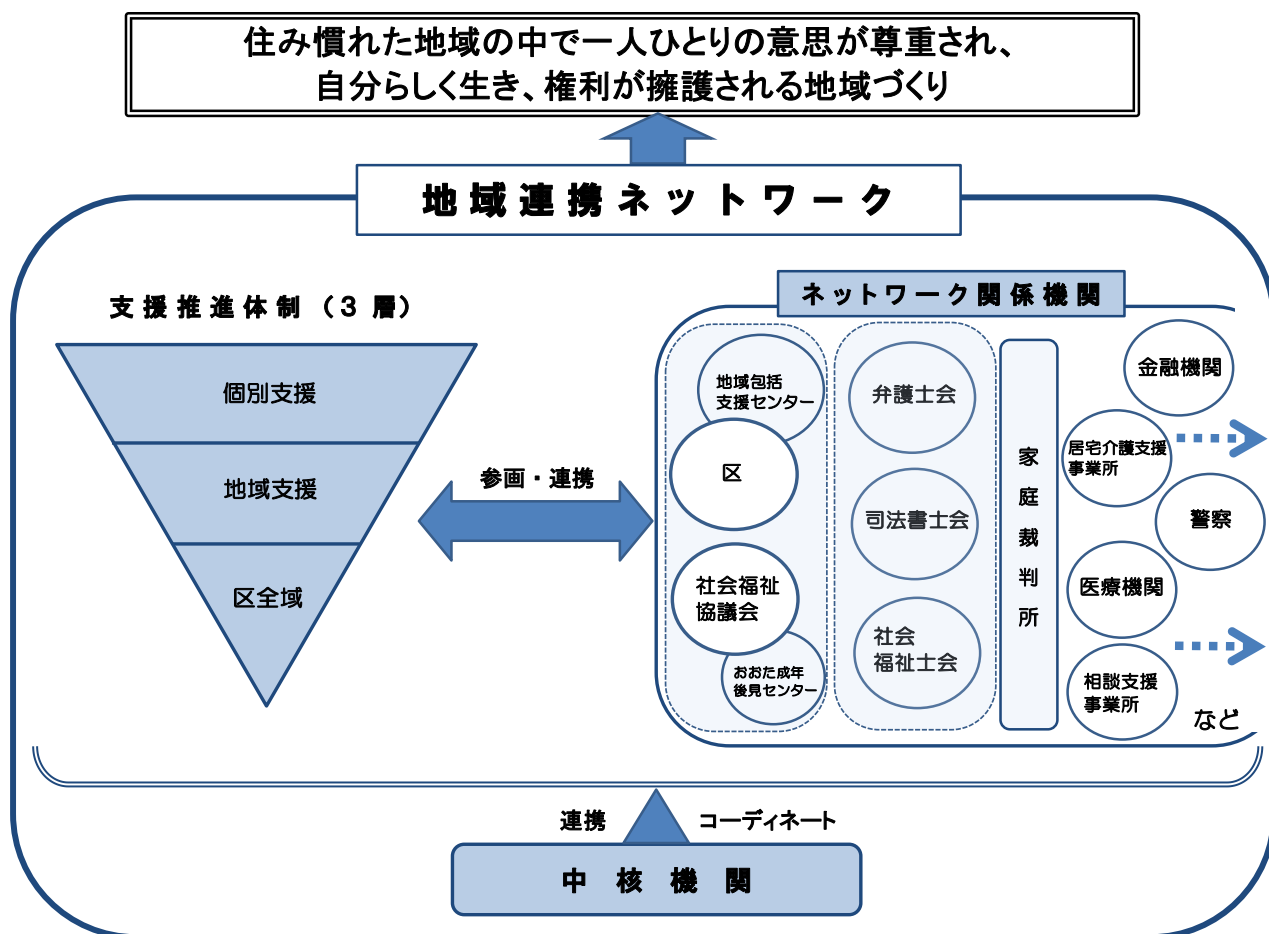
◇後見等に関する専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士等）は、相談・助言、成年後見人等としての支援を行う役割等



中核機関

区は、地域連携ネットワークの中核として、ネットワーク全体のコーディネートを担う中核機関を設置します。中核機関は、地域連携ネットワークが適切に運営されるよう、関係機関との連携・調整等を担います。

地域連携ネットワークのイメージ



計画を推進するために

「大田区地域福祉計画推進会議」等を活用して、大田区成年後見制度利用促進基本計画の取り組み状況の点検・評価等を継続的に行います。また、引き続き、専門職との「成年後見制度利用促進に関する意見交換会」を活用し、成年後見制度の利用促進等に向けた取組みを進めます。

